

議案第 1 4 号

岩倉市営住宅管理条例の一部改正について

岩倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例

岩倉市営住宅管理条例（平成9年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に、「住宅街区整備事業」を「住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」に改める。

第5条中「第21条及び」を「第21条に規定する者並びに」に、「第21条に規定する被災者等にあつては第4号」を「第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第4号及び第5号」に改め、同条第6号中「国税、地方税」を「市区町村税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費」に改める。

第8条第4項中「寡婦」を「寡婦若しくは寡夫」に改め、同条第5項中「前各号」を「前3項」に改める。

第9条第2項中「入居しないときは」を「入居しないとき」に改める。

第10条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人二人の連署する市営住宅賃貸借契約書」を「市営住宅賃貸借契約書」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とする。

第14条第3項中「収入の申告」を「収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」に改め、同条第4項中「当該認定」を「、当該認定」に改める。

第15条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第16条中「第10条第5項」を「第10条第4項」に、「の規定による」を「による明渡しの請求のあったときは」に改め、同条第2項中「明け渡した日」を「、明け渡した日」に改め、同条第3項中「その月の使用期間」を「、その月の使用期間」に、「日割計算」を「、日割計算」に改める。

第17条第4項中「利子」を「、利子」に改める。

第20条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第21条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第28条第1項中「当該認定の効力」を「、当該認定の効力」に改める。

第29条第4項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第31条中「市営住宅」を「、市営住宅」に改める。

第39条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「入居した日」を「当該請求を受けた者に対して、入居した日」に、「毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額」を「近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の法定利率による支払期後の利息を付した額」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市営住宅管理条例第39条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する支払期に係る金銭について適用し、施行日前に到来した支払期に係る金銭については、なお従前の例による。